

事務の類型と市町村の事務処理を支援している仕組みについて

	【A】	【B】	【C】	【D】
実施主体	法定 市町村が実施主体		任意	
態様	権限行使的		事業・サービスの	
市町村に求められるサービス水準	一義的／裁量小 主に法令等	一定の水準／ある程度の裁量 主に法令等	法令等＋国・都道府県の計画等	定めなし／裁量大
主な事務の例	各種許認可 住民登録 戸籍 等	消防、福祉 市町村道維持管理 ごみ処理、義務教育 等	上下水道 病院 公共交通 等	地域振興 観光、定住促進 文化施設 等

事務処理を支援している仕組み

	【A】	【B】	【C】	【D】
支援の仕組み	法定の実施主体代替スキーム (事務の委託、事務の代替執行等)			
		処理水準・手法の柔軟化		
			協働的な手法	

事務の類型	支援の仕組み	権限の移転	都道府県の負担	具体例
①役割分担が明確な事務 〔【A】【B】の事務〕	《法定の実施主体代替スキーム》 市町村の役割と法定された事務について、個々の事業ごとに、他の主体が代替(事務の委託、事務の代替執行)して実施する法的な枠組みを活用	事務の委託 →あり	都道府県の事務として実施	
		事務の代替執行 →なし	事務の受託	公害防止に係る事務の代替執行(広島県・大崎上島町)
③-1 市町村のみの役割とされておらず、役割分担に融通性がある事務 〔【C】の事務〕	都道府県と市町村が役割分担を協議・再編	施設の統合・ネットワーク化 →なし	都道府県の施設で市町村にサービス提供(用水供給、終末処理)	県立基幹病院と市町村立病院のネットワーク化(病院) 用水供給と末端給水の垂直統合(水道) 公共下水道の流域下水道への編入
		組合の設立 →あり	組合の設立(実施主体として参画)	県市連携による公立病院統合(奈良県)
③-2 市町村の役割である事務のうち、都道府県も同種の事務を処理しているもの 〔【A】【B】の事務〕	権限の移転はない(①に至らない)が、都道府県からの職員派遣や技術支援等、都道府県のリソース・ノウハウを活用	なし	職員派遣 技術支援 事務の受託・包括発注	道路施設維持管理業務、橋梁長寿命化修繕計画の策定支援(奈良県) 県税・市税の協働徴収(徴収職員の相互併任)(奈良県)
③-3 役割分担に定めがなく、市町村が任意に実施する事務 〔【D】の事務〕	共通する政策課題について、役割分担について特に変更することなく、都道府県と市町村が一体となって施策を推進	なし	市町村との調整	振興局と市のワンフロア化等(秋田県) 地域支援企画員(高知県)
③-4 市町村の役割である事務 〔【A】【B】の事務〕	都道府県が検討の場を設置し、現状・課題や広域連携によるメリットの整理等の助言を行い、水平連携を促進	なし	場の設定 ※職員派遣、財政支援の例も	消防の広域化、ごみ処理の広域化(奈良県)
②一定の水準が求められる事業・サービスの事務 〔【B】【C】の事務〕	《処理水準・手法の柔軟化》 市町村に求められるサービス水準や提供方法を定める国・都道府県の計画・方針等の政策変更や、条件不利地域の実情を踏まえた技術的基準の見直し	なし	都道府県の計画・方針等の変更 市町村の提案を支援	下水道都道府県構想の見直し 都道府県ビジョン策定による水道広域化の取組 広域・共同化をする場合の浄化槽整備の助成に係る基数要件緩和 救急隊の編成の柔軟化